



目 次		ページ
告 示		
○基本測量の終了の通知	(用地対策課)	1
○公共測量の実施の通知	(〃)	1
○土地収用法に基づく事業の認定	(〃)	1
○建築基準法による道の指定	(建築指導課)	2
公 告		
○狩猟免許試験の実施	(鳥獣対策課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
高知県公安委員会規則		
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則（12・22揭示）		3

告 示

高知県告示第1号

国土交通省国土地理院長から平成28年7月高知県告示第377号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成28年11月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成29年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第2号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年12月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 作業期間
平成28年12月7日から平成29年3月17日まで
- 作業地域
高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、いの町、佐川町、日高村

高知県告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事

業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成29年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 起業者の名称
香南市
- 事業の種類
香南市新庁舎建設に伴う駐車場整備事業
- 起業地
 - 収用の部分
香南市野市町西野ヌノ丸及び野市町東野タノ丸地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
平成28年11月25日に香南市から申請があった香南市新庁舎建設に伴う駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、香南市新庁舎建設に伴い、当該庁舎並びに近接するのいちふれあいセンター及び野市図書館の3施設に不足する駐車場を一体的に整備する事業である。
当該3施設の一体的駐車場整備は、香南市の拠点である本庁舎周辺において、市民の利便性を図るものであり、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」及び同条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である香南市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業の施行により得られる公共の利益について
香南市は、平成18年3月に、旧赤岡町、旧香我美町、旧野市町、旧夜須町及び旧吉川村が合併して誕生した市である。
高知市から約20キロメートル東に位置し、東西約20キロメートル、南北約15キロメートルの広さで、面積は126.51平方キロメートル、平成28年4月末現在の人口は

33,903人である。

香南市の南部地域は、太平洋に面する自然豊かな景観の海岸部及び肥沃な平野部が東西に広がり、平成14年7月の土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の開業、更に高知市と安芸市とを結ぶ高知東部自動車道の開通など、広域交通網が整備され、将来的にも人口の増加を期待することができる地域である。

既存の香南市本庁舎は、築35年が経過しており、平成24年に実施した耐震診断では、倒壊や崩壊等の危険性が高いと判断され、近い将来に発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害への対応が急がれている。また、当該庁舎は、人口18,000人規模の旧野市町の庁舎であるため、町村合併後30,000人を超える市となった今、その狭隘さにより行政運営の非効率さと市民サービスの低下が大きな問題となっている。

香南市では、新庁舎の建設を喫緊の課題とし、新庁舎周辺土地利用計画として、のいち駅及び周辺の公共施設と連携したまちづくりの検討を進め、平成27年6月に、市長が新築による本庁舎整備の実施を表明した。また、平成28年4月には「香南市新庁舎建設基本計画（案）」を公表したところである。

当該計画の中では、本庁舎とその周辺の公共施設の利便性改善も重要視されている。特に、本庁舎に近接するのいちふれあいセンター及び野市図書館の2施設では、駐車場不足が深刻な問題となっており、早期の改善が求められている。

当該2施設の駐車場利用の実態は、野市図書館利用者が当施設に駐車できない場合は隣接するのいちふれあいセンターの駐車場を利用し、のいちふれあいセンター利用者が当施設に駐車できない場合は隣接する本庁舎の駐車場を利用するという、本庁舎を含めた3施設で一体的に駐車場不足を補っている状態である。しかし、これらの対応も十分ではなく、各施設でイベント等が重なった場合には、ほぼ対応できていないのが現状である。事前に多くの駐車場利用が把握できる場合に限り、各施設の利用者や職員に対し、無料送迎バスや公共交通機関の利用を呼び掛けたり、民間の駐車場を臨時的に借りたりと、その都度可能な対応を行っているが、本来の来庁者及び来館者の施設利用に支障をきたしている状態である。

本件事業は、これら駐車場不足の問題を解決すべく、香南市新庁舎建設に伴い、当該庁舎並びに近接するのいちふれあいセンター及び野市図書館の3施設に不足する駐車場を一体的に整備するものである。

のいちふれあいセンターにおいては、利用者が年間

98,000人を超え、一日当たり約270人が利用するにも関わらず、駐車場の収容台数は70台分しかなく、収容人数500人の多目的ホール使用時には、175台分の駐車場が必要とされるため、現在約100台分の駐車場が不足している状況である。また、新庁舎建設に伴い、既存本庁舎にある保健センター機能の一部が当該施設に移転されることとなっているが、これを機に、当該施設及び赤岡保健センターにおいて分散実施されていた健診業務を当該施設に集約することを予定しており、来館する受診者が倍増することが見込まれている。これにより、駐車場利用は更に約100台分の増加が見込まれる。このことから、必要駐車台数は275台となり、結果、約200台分の駐車場不足が生じることとなる。

また、野市図書館においては、駐車場がわずかに14台である。来館の実態をみると43台分が必要であるため、約30台分の駐車場が不足しているのが現状である。

本庁舎の駐車場においては、現在必要駐車台数137台のところ226台分が整備されており、新庁舎建設による整備事業においてもその台数分は維持確保できている。しかしながら、新庁舎建設では、旧町村単位で分散して配置されている事業課を新庁舎に集約することから、規模拡大後には利用者の増加が見込まれ、必要駐車台数は185台と想定される。これにより、これまで他施設への提供ができていた駐車場は減少することとなる。

以上のことから、新庁舎建設による規模拡大後には、のいちふれあいセンター及び野市図書館の不足駐車台数は合計で約230台に及び、当該3施設全体で必要とする駐車台数は503台と想定されている。しかし、現状の敷地面積では310台分しか確保できないことから、193台分の駐車場が不足することとなる。

本件事業では、3施設全ての駐車場不足を一体的に解消することが目的である。用地の取得なくして新庁舎建設事業を施行しても、現状の駐車場不足は解消するどころか更に悪化を招くこととなるため、新たに土地を取得し駐車場整備を行う必要がある。

本件事業の起業地は、本庁舎敷地の南側に隣接する宅地及び本庁舎から約200メートル北東方向にある農地である。隣接する宅地については、主に本庁舎への来庁並びにのいちふれあいセンター及び野市図書館の来館用として約70台分を、一方、少し遠方にある農地については、主に公用車用として約120台分を整備し、合わせて約190台分の駐車場を整備することとしている。

本件事業では、この駐車場不足の問題のほか、既存駐車場の通路や駐車区画、進入位置の改善も同時に行い、駐車場内の混雑や周辺道路の渋滞の緩和、交通事故防止

や危険軽減を目的に、利用者の利便性向上を図ることとしている。

本件事業は、市内主要施設の慢性的な駐車場不足を解消することにより、各施設を利用する市民の利便性向上だけでなく、周辺道路の渋滞緩和等にもつながり、地域に大きく貢献することができるものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業者である香南市の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。また、香南市は、本件事業の施行において、起業地の生活環境に及ぼす影響はないとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地は、新たに建設する新庁舎から300メートル程度の距離とし、3施設（本庁舎、のいちふれあいセンター、野市図書館）の利用者の利便性を考慮し、3箇所の候補地を選定したうえで、不足する駐車場台数に見合う面積、合理性、経済性及び早期整備性等も含め、あらゆる角度から適地性についての比較検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、起業地の距離が本庁舎に最も近く、特に重要視される利便性に最も優れていることから、最適であると判断される。

また、本件事業により整備される施設面積は、当該3施設の利用者数を把握したうえで、根拠となり得る事項・率等に基づき算定された必要駐車台数により決定されており、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、

他の候補地と比較して最も適切であると認められる。したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、3施設（本庁舎、のいちふれあいセンター、野市図書館）の利用者から早期実現を強く望まれている。駐車場不足が一因として起こる本庁舎周辺道路の交通渋滞の緩和にもつながるため、市民全体にも貢献するものである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
香南市役所

高知県告示第4号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成29年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

南国市大埗字室屋敷甲2353番地先から字七反畑甲2238番2地先に至る延長294メートルの道

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成29年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
平成29年2月19日 午前10時から	高知県立大学(池 キャンパス)	わな猟免許

- 2 狩猟免許申請手数料
現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円(高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けること。)
- 3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限
高知県産業振興推進部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、試験の実施する日の10日前までに到着するように提出すること。
- 4 狩猟免許申請書の配布場所
高知県産業振興推進部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他
受験資格、提出書類その他詳細については、高知県産業振興推進部鳥獣対策課に問い合わせること。

~~~~~

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成29年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                      | 開発区域に含まれる地域の名称     | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                |
|---------------------------|--------------------|-------------------------------------------------|
| 平成28年11月7日<br>28高都計第544号  | 南国市立田字寺前<br>612番10 | 香南市夜須町西山<br>1544番地1<br>徳弘 健志                    |
| 平成28年11月25日<br>28高都計第595号 | 南国市稲生字坂口21<br>番8   | 高知市和泉町8番<br>15号アストリット<br>201号<br>中澤 孟哉、中澤<br>明子 |

-----  
公安委員会規則  
-----

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日(揭示済)

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第20号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則(昭和50年高知県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5 安芸警察署の表安芸警察署和食駐在所の項中「安芸警察署和食駐在所」を「安芸警察署芸西駐在所」に、「安芸郡芸西村和食甲98番地3」を「安芸郡芸西村和食甲1299番1」に改める。

附 則

この規則は、平成28年12月28日から施行する。